

京都市告示第 49号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成18年5月1日から平成21年3月31日まで、京都市桃陽病院の公金徴収事務を次のとおり委託します。

平成18年4月27日

京都市長 榊本 頼兼

| 受託者の名称 | 所在地 | 委託する事務の範囲等 |
|-----------|--------------------|--------------|
| 株式会社ニチイ学館 | 東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地 | 桃陽病院における医事業務 |

(桃陽病院)